「今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方について(答申案)」に対する 意見の募集(パブリックコメント)の結果について

## 1. 概要

平成21年12月に取りまとめた中央環境審議会大気環境・水環境合同部会公害防止 取組促進方策小委員会「今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方について(答 申案)」につき、以下のとおり意見募集を行った。

- ・意見募集期間 : 平成21年12月21日(月)~平成22年1月15日(金)
- ・告知方法 : 環境省ホームページ及び記者発表
- ・意見提出方法 :電子メール、郵送又はファックスのいずれか

## 2.意見の提出状況

意見提出者数:12団体・個人

	意見提出者数(団体・個人)
事業者団体	4
民間事業者	1
地方自治体	3
市民団体・その他の団体	2
個人	2
合 計	1 2

記載されていた所属を元に分類を行ったものであり、個人の意見か組織の意見かは明らかではない。

意見の内訳(事務局で整理した意見数: 46件)

全船	n X	1件
	はじめに	1件
	大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に基づく公害防止の取組の現状	1件
	今後の効果的な公害防止の取組促進方策の課題と基本的方向	4 件
	今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方	
1	事業者による法令遵守の確実な実施	9 件
2	2 事業者の自主的かつ継続的な公害防止の取組の促進	7件
3	B 事業者及び地方自治体における公害防止体制の高度化	8 件
4	↓ 地域ぐるみでの公害防止の取組の促進と環境負荷の低減	6 件
5	<ul><li>排出基準超過時や事故時における地方自治体の機動的な対応の確保</li></ul>	8 件
6	5 公害防止法令に基づく事務手続等の合理化	1 件

3. お寄せいただいた御意見とこれに対する考え方(案) 別紙のとおり。

π.				<i>11</i> 1	
番号	頁	行	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方(案)
1			環境基準を概ね達成している状況下にあっては、規制基準超過が発生しても、環境影響は軽微であるという考えに繋がるため、測定義務や自治体への報告については法改正で統一化を図るとともに、測定結果の虚偽の記録については罰則を創設すること。	1	本答申案においては、今後の方策の 基本的方向として、事業者が取り組む 上で法令上遵守すべき内容の明確化 や、法令遵守の実効性の確保の必要 性を示しているところです。
	は	じめに			
2	1	25	大気汚染防止法と水質汚濁防止法だけで、ダイオキシン類等対策特別措置 法も前提としないのはおかしい。	1	本答申案で示している取組は、効果 的なダイオキシン類対策にも資するも のです。
	大	気汚染防	お止法及び水質汚濁防止法に基づ〈公害	防止	の取組の現状
1	事業	美者及び	地方自治体における公害防止業務の構	造的	变化
3	2	15 ~ 18	地方自治体の職員の質の向上ととも に量の拡充も図るべきである。	1	地方自治体の職員数の拡充について は重要な課題ですが、各自治体の事情 に応じて検討されるものと考えます。
2	大	:気汚染[	防止法・水質汚濁防止法に係る不適正	事案	の発生
			なし		
3	玉	における	る取組		
			なし		
	今	後の効果	果的な公害防止の取組促進方策の課題	と基	 本的方向
4	4	14 ~ 18	環境汚染状況は改善されてきたが十分ではない。更に環境の改善を目指す必要があり、そのためには現状維持(公害防止に係る経験や技術の継承)だけではいけない。環境基準を見直し規制基準を強化していくことが必要である。	1	本答申案においては、更に環境の改善を目指すという観点から、「事業者による汚染物質の排出削減の取組の必要性を責務として明確化」することが必要である旨を提言しています。 さらに、頂いた御意見を参考としつつ、今後、国において施策を検討していくことが重要と考えます。
5	4	15 ~ 18	各主体が引き続き努力というのではなく、実効性担保における国の責任をまず明記すべきである。違反は、違反をしても企業活動が続けられるという制度が弱く十分でなかった点も原因であることを総括すべきである。	1	本答申案においては、実効性担保における国の責任として、「意図的な排出測定データの未記録又は改ざんに対する罰則の創設」が必要である旨を提言しているところです。 また、御意見の趣旨については、大気汚染防止法に基づく改善命令・施設一時使用停止命令の発動要件の見直しを提言しているところです。

番号	頁	行	御意見の概要	件 数	御意見に対する考え方(案)
6	4	20 ~ 25	違反を許さない制度強化にただちにとりくむべきである。違反者には迅速な操業停止措置も視野に入れた措置がとれるよう、抜本的に制度を強化すべきである。	1	御意見の趣旨については、「意図的な排出測定データの未記録又は改ざんに対する罰則の創設」が必要である旨と、大気汚染防止法に基づ〈改善命令・施設一時使用停止命令の発動要件の見直しを提言しているところです。
7	4	31 ~ 34	違反を許さないため、対象業種に属する汚染物質の排出量は工場ごと、施設ごとに公開すべきである。	1	御意見の趣旨については、「事業者による排出測定データ等の公表・開示の推進を図ることが必要である」旨を提言しているところです。
	今	後の効果	果的な公害防止の取組促進方策の在り	方に	ついて
1	事業	美者によ	る法令遵守の確実な実施		
8	5	3	測定結果の改竄等の不適正事案の 未然防止を図り、測定結果の記録の確 実な収集・管理と信頼性の確保を担保 するため、自治体への記録結果の報告 制度を創設し、記録改竄については、 下水道法等に準じ罰則規定を設けるべ きである。	1	測定結果の記録の確実な収集・管理 と信頼性の確保については、「意図的 な排出測定データの未記録又は改ざん に対する罰則の創設」により担保される と考えます。
9	5	22 ~ 23	大気、排水ともに排出データの測定・記録とともに公開を義務付け、排出測定データの未記録又は改ざんに対しては罰則を設け、事業者名と違反の内容を公表すべきである。	1	御意見の趣旨については、「事業者による排出測定データ等の公表・開示の推進を図ることが必要である」旨を提言しており、その具体的な推進方策は国において適切に検討されるものと考えます。 また、「意図的な排出測定データの未記録又は改ざんに対する罰則の創設」が必要である旨を提言しているところです。
10	5	21	データ改ざんへの罰則は賛成であるが、ダイオキシン類等対策特別措置法のデータ改ざんに触れていないのは、おかしい。	1	ダイオキシン類等対策特別措置法では、事業者は測定結果を都道府県知事に報告し、都道府県知事はこれを公表することとされており、大気汚染防止法・水質汚濁防止法とは異なる仕組みとなっています。
11	5	21 ~ 23	意図的な排出測定データの未記録又 は改ざんかどうかをどのように判断す るのか。	1	意図的な排出測定データの未記録又は改ざんに該当する行為としては、例えば、測定データと記録表を比較した際に、測定データが排出基準を超過し
12	5	22 ~ 23	測定データの改ざんに対する罰則適 用について、どのような場合が罰則適 用となるのか、充分な検討をお願いし たい。	1	ている時だけ記録表上の数値がない、 又は異なっている場合等が想定されま すが、個別具体の事案に即して判断さ れるものと考えます。

番号	頁	行	御意見の概要	件 数	御意見に対する考え方(案)
13	5	22	改ざん等の不正行為の内容を明確にし、自ら行う行為だけでなく、測定機関等に不正行為を強要することや測定機関が荷担することも同罪であることを明記する。	1	測定機関による不正行為は、計量法に基づき適切に措置されると考えます。なお、測定した結果については、すべて記録されるべきものと考えます。
14	5	32 ~ 34	水濁法に基づ〈事業者が行う測定の 項目・頻度については、全国一律では な〈、それぞれの実態に沿って適用す べき。	1	本答申案においては、「地方自治体における測定に関する取扱い、条例や協定等の現状を尊重しつつ」測定項目・頻度を明らかにすることが必要である旨を提言しているところであり、この趣旨に沿って、国において検討されるものと考えます。
15	5	全般	単に測定頻度等を法令等で決めるだけではなく、規制の実効をあげるためには地方自治体による効果的な監視が必要である。何らかの形で地方自治体が行う立ち入り検査や報告徴収の強化の内容を盛り込んでいただきたい。	1	御意見を踏まえ、5頁23行目に以下の記述を追加します。 「測定・記録義務を実効あるものとするため、地方自治体による立入検査等の効果的な実施を促進する必要がある。」
16	5	全般	違反を許さない制度強化にただちにとりくむべきである。違反者には迅速な操業停止措置も視野に入れた措置がとれるよう、免許制も含め抜本的に制度を強化すべきである。	1	御意見の趣旨については、「意図的な排出測定データの未記録又は改ざんに対する罰則の創設」が必要である旨と、大気汚染防止法に基づ〈改善命令・施設一時使用停止命令の発動要件の見直しを提言しているところです。
2	事業者の自主的かつ継続的な公害防止の取組の促進				
17	6	13	「こうした取組みを促すため、・・・直罰 規定の適用がない取扱いとすることも 検討する必要がある。」は、削除するこ と。	1	軽微な排出基準超過の場合には必ずしも直罰規定の適用によらず、地方自治体の指導の下で事業者による速やかな改善の促進を図ることが効果的である旨を述べたものであり、今後も直罰制度の重要性は変わるところはないと考えます。
18	6	13 ~ 23	排出基準超過の「過失によって偶発的に」という規定が乱用されない措置 が必要である。	1	個別具体の事案に即して地方自治体 等において適切に判断されるものと考 えます。
19	6	21 ~ 23	プラントの立ち上げ時等の基準適用 の考え方について、現場において混乱 が生じないよう、個別具体の事例を調 査の上、今後、詳細な運用解釈を示し ていただきたい。	1	本答申案を踏まえ、国において、大気 汚染防止法に基づく排出基準の適用に 係る考え方を明確化し、周知を図るべ
20	6	21 ~ 25	大防法に基づ〈排出基準の適用に関 して、非定常時は除外し、明文化すべ き。	1	(所の考え力を明確化し、 同知を図るへきと考えます。

番号	頁	行	御意見の概要	件 数	御意見に対する考え方(案)
21	6	27 ~ 28	公害防止の取組は、各社が地域環境 等の状況に応じて個別に取り組むべき ものであり、業界で統一した取組方針 を決めての行動はそぐわないため、「業 界全体の自主的な取組方針の策定・推 進」という文言を削除願いたい。	1	各事業者による取組は個別に行われますが、業界団体が果たす役割も大きいと考えておりまして、「業界全体の自主的な取組方針の策定・推進」は、その取組の例示の一つとして挙げているものです。
22	6	全般	排出基準の適用で必要以上に細かな 規定をお〈べきではない。	1	排出基準の適用に関しては、どのような場合が排出基準超過に該当するのかが明確である必要があり、とりわけ、大気汚染防止法に基づく排出基準の適用に関して、非定常時の取扱い、合理的な平均化時間の設定方法等を明らかにする必要があると考えます。
23	6	全般	業界団体の役割をここに書くべきではない。制度強化を中心に述べるべきである。	1	規制の実施と併せて、事業者による 自主的な取組を推進することが重要で あると考えます。
3	事業	(者及び	地方自治体における公害防止体制の高	度化	
( 1	)事	業者にお	ける公害防止管理体制整備の促進		
24	7	11 ~ 12 19 ~ 22		1	御意見の趣旨については、「『公害防止管理者』から経営者等に提案できる 仕組み、『公害防止管理者』がその適 正な業務の遂行に当たって不利益な取 扱いを受けないような方策等を検討す ることが有用である」と提言しているとこ ろです。
( 2	)事	業者の公	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ī	
25	8	2~16	違反を許さないため、対象業種に属する汚染物質の排出量は工場ごと、施設ごとに公開する制度とすべきである。 善意に環境報告書に書き込むことを制度の根拠もな〈期待すべきではない。	1	御意見の趣旨については、「事業者による排出測定データ等の公表・開示の推進を図ることが必要である」旨を提言しており、具体的な推進方策は国において適切に検討されるべきと考えます。 この場合、「環境報告書」を活用することは有効であると考えます。
26	8	5~9	自治体が的確な行政指導を行うためには、公害防止に係る環境管理体制等の情報を迅速に把握する制度の創設が重要であり、制度創設に当たっては、自治体の負担軽減を図るため、公害防止組織法に規定を設けるべきである。	1	国において、地方自治体が事業者の 公害防止管理の体制等に関する情報 を得るための具体的な方策を検討する
27	8	8 ~ 9 13 ~ 16	既に公害防止協定等により公害防止 管理の体制等の情報を自治体へ提出 している場合は、法規制による同様の 情報の提出は免除される等の措置を 検討すべきである。	1	に当たり、地方自治体や事業者の負担 の程度を適切に考慮すべきものと考え ます。

番号	頁	行	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方(案)
28	8	13 ~ 16	事業所による排出物は当然、その立地する地域に排出されているので、地方自治体及び事業者による協議会には、地域住民を加えて情報共有と意思疎通を図るべきである。	1	御意見を踏まえ、8頁13行目を以下のように修文します。 「地方自治体や及び事業者、地域住民により協議会の設置や…」
( 3	)教	育·研修	及び情報交換等を通じた地方自治体の2	害么	防止体制の充実
29	8	17 ~ 23	地方自治体の職員の質の向上ととも に量の拡充も図るべきである。	1	地方自治体の職員数の拡充について は重要な課題ですが、各自治体の事情 に応じて検討されるものと考えます。
30	8 9	32 ~ 35 1 ~ 6	地方環境研究所等は公害防止対策 で重要な役割を果たす機関であり、維 持、拡充させるべきである。	1	地方環境研究所等が地域の環境管理において果たすべき役割は重要と考えており、本答申案においては「国も、今後の環境研究の方向性の提示や研修の充実等を通じて、地方環境研究所等が行う環境研究や人材育成の支援を図ることが必要である」旨を提言しています。
31	8	全般	自治体職員の研修制度はもちろんのことであるが、それだけでなく、環境省による専門家派遣(自治体OBなどの雇用を含む)、地域の専門家紹介、さらには自治体の専門職員養成費用の国の負担なども検討すべきである。	1	御意見の趣旨については、10頁27行目以降で「公害防止対策の専門家の経験が地域の中で発揮されるような取組を進めることが重要である」と記述しているところであり、その具体的な推進方策は今後国等において検討されるものと考えます。
4	地均	或ぐるみ <sup>-</sup>	での公害防止の取組の促進と環境負荷の	D低》	戓
( 1	)地:	域社会で	での情報共有によるオープンな取組の促む	隹	
32	9	9 ~ 33	事業者による排出測定データ等の公表・開示はあくまでも事業者の自主的な判断によるものとすべきである。	1	
33	9	9 ~ 33	違反を許さないため、対象業種に属する汚染物質の排出量は工場ごと、施設ごとに公開する制度とすべきである。 善意に環境報告書に書き込むことを制度の根拠もなく期待すべきではない。	1	御意見の趣旨については、「国は、中小企業者への負担を考慮しつつ、事業者による排出測定データ等の公表・開示の推進を図ることが必要である」旨を
34	9	10 ~ 11 21 ~ 28	事業者の公害防止管理に関する情報は公開すべきである。事業所に情報公開を義務として情報公開の制度を設ける。必要であれば法整備も行うべきである。	1	提言しており、具体的な推進方策は国において適切に検討されるべきと考えます。 この場合、「環境報告書」を活用することは有効であると考えます。
35	9	27 ~ 28	事業者による排出測定データ等の公表・開示にあたっては、事業者への過度の負担とならないよう配慮いただきたい。	1	

					7		
番号	頁	行	御意見の概要	件 数	御意見に対する考え方(案)		
( 2	(2)地域のパートナーシップによる公害防止の取組の促進						
36	10		地域における公害に関する情報を関係者が共有する場を設け、そこには地域住民、市民団体、環境団体を加えるべきである。	1	御意見のような枠組みの重要性については、8頁13行目以降で「地方自治体や事業者、地域住民により協議会の設置や」と記述することとしています。		
( 3	) <b>住</b> l	民·NPO	等が持つ♪ウハウを生かした地域の公害	防山	上の推進		
37	10	27 ~ 28	地域における公害に関する情報を関係者が共有する場を設け、そこには地域住民、市民団体、環境団体を加えるべきである。	1	御意見のような枠組みの重要性については、8頁13行目以降で「地方自治体や事業者、地域住民により協議会の設置や」と記述することとしています。		
5	排出	出基準超	過時や事故時における地方自治体の機	動的	な対応の確保		
38	10 ~ 11	全般	排出基準超過時に、環境大臣がただちに操業停止命令等が出せ、かつ自治体の長が環境大臣にそれを求めることができかつ特別の事由がない限り環境大臣がその求めに応じて操業停止命令等が出せるような機敏な制度を検討する必要がある。	1	本答申案においては、地域住民の安全・安心・信頼を確保する上で機動的な対応が可能となるよう、大気汚染防止法に基づ〈改善命令・施設一時使用停止命令の発動要件の見直しを提言しているところです。 なお、大気汚染防止法・水質汚濁防止法に基づ〈排出基準超過時の指導監督に関する事務は、地域の環境管理を担う地方自治体において処理することとされています。		
( 1	)大	気汚染防	5止法に基づ〈改善命令等の発動要件の	明確	化		
39	10	31	今後、自治体に対する共通の判断基準となる発動要件の検討を行うに際しては、工業炉等の特性をよく踏まえて検討願いたい。特性を踏まえない発動要件が設定された場合、工場の操業に大きな支障を来すことになりかねない。	1	頂いた御意見を参考としつつ、国において検討されるものと考えます。 なお、排出基準の適用に関しては、 の2において記述しているところです。		
40	10	31	現行の発動要件「継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるとき」の規定は、因果関係の立証が必要であり、原因究明等のため自治体の負担が非常に大き〈迅速性に欠けること等から削除すべきである。	1	御意見の趣旨については、「大気汚染防止法に基づく改善命令等の発動要件を、ばい煙を排出する者が排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合とすることを検討する必要がある」旨を提言しているところです。		
41	11	2~4	「継続して排出するおそれ」については、実際に排出基準に適合しないばい煙を継続的に排出する蓋然性が高い場合とし、ばい煙発生施設等の構造的欠陥による継続的な排出基準等違反によるものとすべきである。	1	「排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合」については、ばい煙発生施設等の構造的欠陥や操業管理上の問題等により排出基準に適合しないばい煙を継続的に排出する蓋然性が高い場合が対象となり、例えば、施設の操業管理上の問題によるものであっても偶発的な排出基準違反は該当しないものと考えます。		

番号	頁	行	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方(案)		
42	11	5	対象物質や施設の拡大については、 毒物及び劇物取締法や消防法等他法 令で措置されているものとの整理や届 出の範囲の明確化が必要である。ま た、市町村の役割を明確にする必要が ある。	1	水質汚濁防止法では、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある場合を含め、事業場から公共用水域又は地下水への排出を伴う事故についての措置を求めており、このような点も踏まえて他法令との整理を行っていくことが必要と考えます。 市町村の役割については、10頁15行目以降で、緊急事態の発生の場合も含め「地域における公害に関する情報を関係者が共有すること等が必要である」と記述しているところです。		
43	11	5	ISO14001を取得し、環境管理に力をいれる企業が増加する一方で、事故件数も増加している現状を踏まえ、現行法に事故発生の未然防止に関する規定を創設するとともに、対象物質・施設の拡大を図ることが必要である。	1	事故発生の未然防止を含め、公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずることは御意見のとおり重要であり、本答申案において「事業者による汚染物質の排出削減の取組の必要性を責務として明確化」することが必要である旨を提言しています。		
44	11	12 ~ 17	事故時の措置の対象物質・施設を拡 大するには、明確な理由を明記のう え、慎重に検討されたい。	2	事故原因の究明も含め、水質事故に対する適切な対応が必要であると考えており、事故時の措置の対象として拡大する物質・施設については、人の健康又は生活環境に係る被害の防止を図る観点から、適切に選定されるべきものと考えます。		
6	6 公害防止法令に基づ〈事務手続等の合理化						
( 1	(1)複数の法令に基づ〈届出手続の整理						
( 2	)権	限が委譲	きれている市の範囲の整合化				
45	11	19	届出手続の整理や市の範囲の整合性は、瀬戸内海環境保全特別措置法 等個別法も含め整理する。	1	瀬戸内海環境保全特別措置法等に 関しても、必要に応じ関係都道府県及 び市の意見を意向を踏まえ、政令市の 範囲の整合を図ることが適当と考えま す。		